

「中小企業決算の透明性と信頼性 :改善に向けた実証・理論・実務研究」

中小企業会計学会 課題研究委員会
「中小企業財務報告の透明性改善に向けた多面的研究」(最終報告)

(2023年11月 於 専修大学)

(はじめに)

- 本研究委員会では、非上場中小企業における決算開示の透明性・信頼性向上に資する方策について、監査保証の立法的・制度的可能性のみならず、決算書作成企業の財務的自律、作成準拠基準の明確化、税理士関与による事実上の信頼性改善効果等を含め多面的な研究を深め、今後の円滑な中小企業金融等に資することを目的として研究を重ねてきた。
- こうした背景には、コロナ禍の影響やコロナ後の状況も見据え、金融機関と中小企業との良好な関係を今後とも維持・強化していくうえで、非上場中小企業における決算開示の透明性・信頼性が更に求められる局面との現状認識があり、そうした関係性強化を支えられるよう、中小企業計算書類の開示を取り巻く制度インフラに関し、制度的・実証的・理論的・実践的研究を進める意義があると考えている。

(はじめに)

- 本書の研究テーマに関連し、過去に（とりわけ法務省（1984）から法務省（1986）にかけて）、非上場中小企業への「会計調査人制度」の導入を巡り活発な議論があった。
- 当時の中小企業監査に係る議論を商法監査問題研究会（1986）に依って整理すると、「正規監査拡大案」（A案）、「正規監査簡易化案・調査案」（B案）、「経理指導案」（C案）が俎上に載せられた。さらにB案の限定対象に応じて、B1案（手続を限定）、B2案（貸借対照表項目に限定）、B3案（検証の程度を限定）が立論された。最終的に法務省（1986）において、B3案を基礎にした「会計調査人制度」の構想が示されたが、関係先との調整が難航し結果的に立法化には至らなかった。

(はじめに)

- その後も、中小企業会計の透明性や中小企業決算開示の信頼性を巡っては、武田（2000）、河崎（2015）、坂本（2016）、浦崎（2017）、弥永（2022）などの先行研究があり、本書もそうした議論や研究蓄積を基礎としている。
- とりわけ弥永（2022）では、近年における監査保証の概念的浸透や実務的進展等を踏まえ、限定的保証業務の活用可能性に論及しており、本書第Ⅰ部の制度編においても、小規模事業体監査の拡張を巡るIAASB（国際監査・保証基準審議会）の議論を踏まえつつ、そうした立論を発展させている。
- 同時に、本書第Ⅱ部・第Ⅲ部においては必ずしも法制度論の枠に議論を限定することなく、先述した商法改正時の過去の議論でいえばC案（経理指導案）と類似の問題意識から、税理士の期中関与等による事実上の信頼性向上効果にもフォーカスし実証的・理論的・実務的考察を重ねており、この点が本報告の特徴となっている。

(はじめに)

- 以下では、①会社法・同監査や中小企業会計等の制度研究（→第Ⅰ部）、②質問票調査結果を踏まえ、税務会計論、内部監査論・情報監査論等に基づいた税理士関与や書面添付制度等の理論研究（→第Ⅱ部）、③決算・税理士実務や海外事例に基づいた実践研究（→第Ⅲ部）を総合した形で、非上場中小企業における会計・決算開示の信頼性の改善に向けた研究を進めている。
- ✓ 浦崎直浩（編著）（2017）『中小企業の会計監査制度の探求—特別目的の財務諸表に対する保証業務』同文館出版。
- ✓ 河崎照行（編著）（2015）『中小企業の会計制度—日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』中央経済社。
- ✓ 坂本孝司（主査）（2016）『「中小企業金融における会計の役割」に関する研究』中小企業会計学会・課題研究委員会最終報告。
- ✓ 商法監査問題研究会（1986）「商法監査問題研究会報告書」。
- ✓ 武田隆二（編著）（2000）『中小会社の計算公開と監査—各国制度と実践手法』清文社。
- ✓ 内藤文雄（編著）（2014）『監査・保証業務の総合研究』中央経済社。
- ✓ 法務省（1984）「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」。
- ✓ 法務省（1986）「商法・有限会社法改正試案」。
- ✓ 弥永真生（2022）『中小企業会計とその保証』中央経済社。

(はじめに)

(第Ⅰ部：中小企業決算を取り巻く諸制度

- 第1章 中小会社の会計とその保証をめぐる会社法上の諸問題（弥永）
- 第2章 会社法監査の義務付け範囲とIAASBの「複雑性の低い事業体の監査」プロジェクト（関川）
- 第3章 中小企業会計の制度的特徴（金子）
- 第4章 書面添付制度の利用状況と普及への課題（越智）

第Ⅱ部：決算開示の信頼性を巡る実証と理論

- 第5章 中小企業決算開示の信頼性等に関する質問票調査（越智、佐久間、坂根）
- 第6章 税務会計論等からの考察（金子）
- 第7章 内部監査の視点から見た税理士の期中関与による決算書の信頼性向上効果（蟹江）
- 第8章 財務諸表の信頼性確保における専門家業務の位置づけ（林）

第Ⅲ部：中小企業決算・税理士実務と海外事例

- 第9章 DXによる透明性・信頼性への貢献可能性（中村）
- 第10章 書面添付制度の実務的課題と活用の方策（松崎）
- 第11章 諸外国における監査以外の中小企業の会計情報の信頼性確保策（弥永）

(おわりに)

第 I 部：中小企業決算を取り巻く諸制度

第1章 中小会社の会計とその保証をめぐる 会社法上の諸問題(弥永真生)

- 平成 17 年改正前商法が会社の計算を規律する主要な目的
 - 分配可能額の算定を適正に行わせることによって、現在および将来の潜在的株主と現在の会社債権者との間の利害の調整を図ること
 - 現在の株主および将来の潜在的株主、現在の会社債権者および将来の潜在的会社債権者に対して、それぞれの利害関係を適切に判断し、意思決定するための資料を与えること
- もっとも、意思決定に必要な情報を提供することは、投資・与信の意思決定に必要な情報にとどまらず、株主総会における取締役の選任・解任および報酬等の決定のような集団的意思決定に有用な情報を提供することを含む。
- 資金提供者である株主等に対して、経営者(株式会社であれば、取締役・執行役)が顛末を報告し、説明責任 (accountability) を果たす。

第1章 中小会社の会計とその保証をめぐる 会社法上の諸問題

- 会社の計算の公開(決算公告または電磁的方法による公開)が——会社の規模の大小または公開・非公開にかかわらず——必要であると考えられている。
- 金融機関は個人保証や担保に頼ることができなくなりつつある。そして、信用保証協会の保証を頼りにするのはプロとはいえないように思われる。
- 金融機関以外の会社債権者(取引債権者)は、バーゲニング・パワーが必ずしも強くないこと、とりわけ、消費者は一般的に弱いことからすると、会社法が公開を義務付けることには意義が認められる。株主の間接有限責任を認めることは会社の無資力のリスクを会社債権者に負わせるものであるから、会社の財産および損益の状況について会社債権者は強い利害を有している。

第1章 中小会社の会計とその保証をめぐる 会社法上の諸問題

- 残念なことに、実態としては、決算公告・電磁的方法による公開の空文化が見られる。東京商工リサーチ(TSR)の調査によると、官報による公告を選択している会社のうち、公告を行っているのは1.8%にとどまる。
- 「決算公告率が低い背景は、罰則規定（100万円以下の過料）の適用がほぼないことが大きい」と指摘されており、法務省も、懈怠に対して過料を科すつもりはないようである。

第1章 中小会社の会計とその保証をめぐる 会社法上の諸問題

- 欧州連合構成国では登記所等における計算書類の公開が要求されており，その結果，計算書類の公開懈怠に対して実効的に制裁を科すことができるが，日本においては登記所等における公開は要求されていない。
- わが国においても，登記所における公開が検討されたが，実現しなかった。その理由としては，①登記所のキャパシティ不足，②公開の必要性が乏しいこと，③信頼できる計算書類でないものを公開させても無意味であること，④中小企業の負担が重すぎることなどが挙げられたが，電磁的方法による提出および公開であれば①④は妥当しないように思われるし，③に対しては公開を要求することによって計算書類の信頼性を高めるよう動機づけることができるのではないかという反論が可能であろう。

第1章 中小会社の会計とその保証をめぐる 会社法上の諸問題

- 監査役に会計監査を担わせることには制度的にみて危うさがあり、それは監査役にとっても株式会社を取り巻く利害関係者にとっても好ましいこととはいえない。この問題の解決策としては、たとえば、限定的保証業務(会計調査人(仮称))を会社法に導入するということが考えられる。
- また、日本公認会計士協会の統計が実態を反映しているのであれば、実は、売上高が10億円未満の会社においては、(平均値で見ても)従業員を1.3人雇う程度のコストで、公認会計士監査を受けることができる。そうであれば、会計調査人(仮称)を導入することによるコストの負担は、ある程度の売上高と(常勤換算)従業員数を有する会社にとっては必ずしも過大とはいえないという見方もありえよう。

第2章 会社法監査の義務付け範囲とIAASB「複雑性の低い事業体の監査」プロジェクト(関川 正)

1. はじめに
2. 国際的にみた会社法監査の対象
 - (1) EU会計指令による会社法監査の義務付け
 - (2) フランスにおける会社法監査義務付け範囲の縮小
 - (3) シンガポールにおける会社法監査義務付け範囲の縮小
 - (4) スウェーデンNAOによる法定監査免除政策に対する報告
3. わが国における会社法監査
 - (1) 旧商法特例法による会計監査人制度の導入と監査義務付けの閾値
 - (2) 会社法監査のエンフォースメント
 - (3) わが国の会社法監査の課題
4. IAASBによる「複雑性の低い事業体の監査」プロジェクト
 - (1) IAASBがプロジェクトを開始した背景
 - (2) IAASBのプロジェクトの進行経緯
 - (3) IAASBの「LCEの監査」の概要
 - (4) わが国における適用可能性の検討課題

第2章 会社法監査の義務付け範囲とIAASB「複雑性の低い事業体の監査」プロジェクト

1. 国際的にみた会社法監査の対象

- 会社法監査は、米国、カナダを除きほぼ全世界に存在。(多くの国は決算書の登記制度も有)
- 21世紀に入って会社法監査の義務づけの範囲を縮小する国も多い(事例としてEU会計法指令、フランス、シンガポールの紹介)
- EU会計指令と類似した基準(売上/総資産/従業員のうち2つ)を持つ国が大部分

【参考】

- EU 総資産4百万ユーロ(6億円)、売上高8百万ユーロ(12億円)、従業員50名のうち、2つが基準値以下だと小会社→監査免除
- 但し、加盟国オプションで監査範囲の拡大可能(EU内でも多様)
- スウェーデンNAOの報告書一同国が過去に行った小規模企業の監査免除政策の効果がなくデメリットが多いと批判
- 世界はまだら模様？
- 財務諸表の信頼性だけが監査の効果なのか？(経済犯罪の抑止など)

第2章 会社法監査の義務付け範囲とIAASB「複雑性の低い事業体の監査」プロジェクト

2. わが国における会社法監査

(1) 旧商法特例法による会計監査人制度の導入と監査義務付けの閾値

- 資本金基準と負債基準の併用→国際的には異例
- 極端に高い閾値(EUの30倍程度?)

(2) 会社法監査のエンフォースメント

- 極端に弱いエンフォースメント
- 巨額粉飾事例における会計監査人未設置(メインバンクも無関心?)
- 現行制度上は対応は難しい(決算書の登記がないなど)

(3) わが国の会社法監査の課題

- エンフォースメント
- 資本金基準に意味はあるか?
- 閾値の水準の是非と計算書類の公開制度
公開されない計算書類の監査義務付けにどれだけの意味があるのか?
公開制度がないので、エンフォースメントが弱い?

第2章 会社法監査の義務付け範囲とIAASB「複雑性の低い事業体の監査」プロジェクト

3. IAASBによる「複雑性の低い事業体の監査」プロジェクト 1/2

(1) IAASBがプロジェクトを開始した背景

- ・ 会計不正→監査批判→監査基準を含む監査規制強化
- ・ 自主規制から公的規制へ、監査調書が監査のアプトプットに？
- ・ IAASBの世界的普及



- ・ 小規模企業への会社法監査が義務付けられる状況
北欧諸国、インド、タイ etc

北欧小規模事業
体向け監査基準
(SASE:2015)

他の国でも類似
の動き

(2) IAASBのプロジェクトの進行経緯

- ・ パリ SMP/SME会議(2017/1)
- ・ ディスカッション・ペーパー(2019/4) + アウトリーチ
- ・ 2つの方向、ISAの改善(CUSP) + ISA-LCEの設定
- ・ 公開草案(2021/7) → 最終基準承認(2023/9)

第2章 会社法監査の義務付け範囲とIAASB「複雑性の低い事業体の監査」プロジェクト

3. IAASBによる「複雑性の低い事業体の監査」プロジェクト 2/2

(3) IAASBの「LCEの監査」の概要

- 別建ての自己完結した基準
- 適用範囲: 定性的な判断基準＋各法域に委ねる
PIE(上場企業他)、グループ監査の大部分は適用不可
- 合理的保証(ISAと同じ: 積極的意見表明)
- ISA-LCEの利用の明示(監査報告書)
- 分量は約140ページ(vs: ISA 600ページ、SASE 30ページ弱)
- ISAの要求事項をほぼ踏襲、説明資料の大幅な簡略化、監査の流れに沿った記述

(4) わが国における適用可能性の検討課題

- 3つのハードル(国／監査事務所／監査業務毎の判断)
- 世界では？一部の国のローカル事務所を中心に利用する？
- 日本は対象となる監査業務がそもそも少ない(幼稚園監査etc.)

第3章 中小企業会計の制度的特徴(金子友裕)

1. 中小企業の特徴

- 中小企業基本法等の現状からみると、中小企業を経済的な弱者と決めつけ援助するという姿勢から、自主的には対応が困難な競争上の不利を補う最低限のものに限定した援助をすべきという姿勢に変化している。
- そして、このような中小企業に向けた会計制度である中小企業会計については、中小企業の財務報告の特徴として、中小企業の財務報告における利害関係者のあり方から、独自に情報入手できる存在（債権者や税務当局）があり、財務報告の信頼性の向上等の質が考慮されるべきものが公告等に限定されることやこの公告制度が実際には十分機能していないという問題がある。
- さらに、中小企業の特徴として、各期間の業績の不確実性が大きいことが考えられる。このため、会計制度の改善や記帳の正確性の確保の努力ではいかんともしがたいという特徴が中小企業の実態として内在している。

第3章 中小企業会計の制度的特徴

2. わが国の会計制度

- わが国の会計制度（会計基準等）では、金融商品取引法適用会社には、日本基準（JGAAP）、米国基準（USGAAP）、国際財務報告基準（IFRS）、修正国際基準（JMIS）の4つが認められ、会計制度の多線化が進んでいる。
- しかし、これら4つの会計制度は、いずれも大企業向けの高度な会計処理を要求するものであり、記帳能力等が十分ではない場合も想定される中小企業の全てに要求することは困難であることが考えられ、「中小企業の会計に関する指針」（中小会計指針）及び「中小企業に会計に関する基本要領」（中小会計要領）が公表されており、中小企業はこれらの会計制度を適用することが可能になっている（図表3-1参照）。

第3章 中小企業会計の制度的特徴

図表3-1 わが国の会計制度

区分	財務諸表		公認会計士(監査法人) による監査
	連結	単体	
①上場会社	JGAAP IFRS USGAAP JMIS	JGAAP	監査義務あり
②金融商品取引法開示会社 (①を除く)			
③会社法大会社※	作成義務なし	中小会計指針 中小会計要領	監査義務なし (会計監査人設置会社を除く)
④上記以外			

※①及び②以外の資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社
(出典)河崎(2016)10頁、野村(2012)27頁を一部修正。

第3章 中小企業会計の制度的特徴

2. わが国の会計制度

- 中小企業向けの会計制度の特徴としては、中小会計指針はトップダウンアプローチによる制度設計が行われ、中小会計要領はボトムアップアプローチによる制度設計が行われている。
- トップダウンアプローチではJGAAPを簡略化する思考からJGAAPとの同質性を考慮した制度設計になり、シングルスタンドアードの考え方がなじむものとなる。この点では、コンバージェンスによりIFRSの影響をJGAAPが受けると、中小企業の会計にまでIFRSの影響が及ぶということになる。一方で、ボトムアップアプローチでは、中小企業の企業属性を重視し、この属性に合致することを考慮する制度設計となり、ダブルスタンダードの考え方がなじむものとなる。ダブルスタンダードでは、JGAAPがIFRSの影響を受けたとしても、別個の考え方で中小企業の会計を構築するため、基本的に影響を受けることはないという特徴を有することとなる。

第3章 中小企業会計の制度的特徴

3. 中小企業会計としての税法基準

- 会計制度そのものではないが、実務上会計制度と同様に取り扱われることもある税法基準につき、公正処理基準の近年の司法判断（大竹貿易事件、SVC事件、ビックカメラ事件、クラヴィス事件）を参照しつつ概要を整理した。
- 近年の判決では、公正処理基準が法人税法固有の目的により解釈される傾向が顕著であり、会計制度としてあるべき姿を示すというより、課税所得算定に関する手続的取扱いとして位置付けが重視されている。この点では、税法基準を会計制度として利用することが難しくなる方向性を有している可能性がある。

第4章 書面添付制度の利用状況と普及への課題(越智信仁)

- 近年、書面添付制度の普及・浸透に向けた努力が続けられている一方で、その利用状況は芳しくないのが現状である。本章では主に法人税を念頭に、制度普及遅れの背景を整理・レビューしつつ、今後の制度利用促進に向けた追加的誘因付与に係る考察を進めている。

法第33条の2に規定する書面の添付割合（法人税）（単位：％）

出所：財務省ホームページ・国税庁実績評価書（各事務年度）

。

事務年度	平成24	平成26	平成28	平成30	令和2	令和4
法人税	7.8	8.4	8.8	9.5	9.8	n,a

第4章 書面添付制度の利用状況と普及への課題

- 書面添付を行うには、依頼企業のことをきちんと理解して多角的に税務的な検証を行う必要があるため、税理士側にとって手間や時間等のコストがかかる一方、税理士の関与を決算書の作成・申告書の捺印・税務調査時の立会いに限定したい場合には、余計な手間暇が増えると思われる。

東京税理士会の会員に対する書面添付アンケート

（複数回答可、単位：％）

		平成 26 年	平成 28 年	平成 30 年	令和 2 年	令和 4 年
添付しない理由	時間や労力がかかり煩雑	52.6	51.6	56.2	45.1	48.9
	添付する効果が不明	52.0	49.2	48.2	29.8	34.6
	報酬の請求が困難	26.3	29.3	31.0	28.5	31.4
	科目内訳書及概況書で十分	32.4	33.8	33.2	25.8	24.4
	責任問題やリスクが心配	21.7	20.7	19.9	17.3	18.2
	税務調査があった方が良い	11.6	9.2	9.5	8.1	8.4
	関与先の理解が得られない	5.9	6.3	7.1	7.1	8.2
	記載方法が難しい	9.4	8.7	10.2	10.2	7.4
	関与先の選別化につながる	5.1	4.7	2.4	3.7	3.9
	その他	6.6	5.4	8.4	8.1	10.2

出所：会員向け機関誌『東京税理士界』（各年 12 月発刊号）。

第4章 書面添付制度の利用状況と普及への課題

- 書面添付制度は、意見聴取を通じて調査省略に繋がる可能性はあるが、必ず省略されるというわけではないため、結局調査が実施されることもある。

法人税書面添付先への意見聴取・実地調査省略割合の推移

出所：濱田秀文（2023）「『TKC方式の書面添付』を標準業務として定着させ、税理士の未来を切り拓こう！」『TKC』第602号、67頁の図表から抜粋。

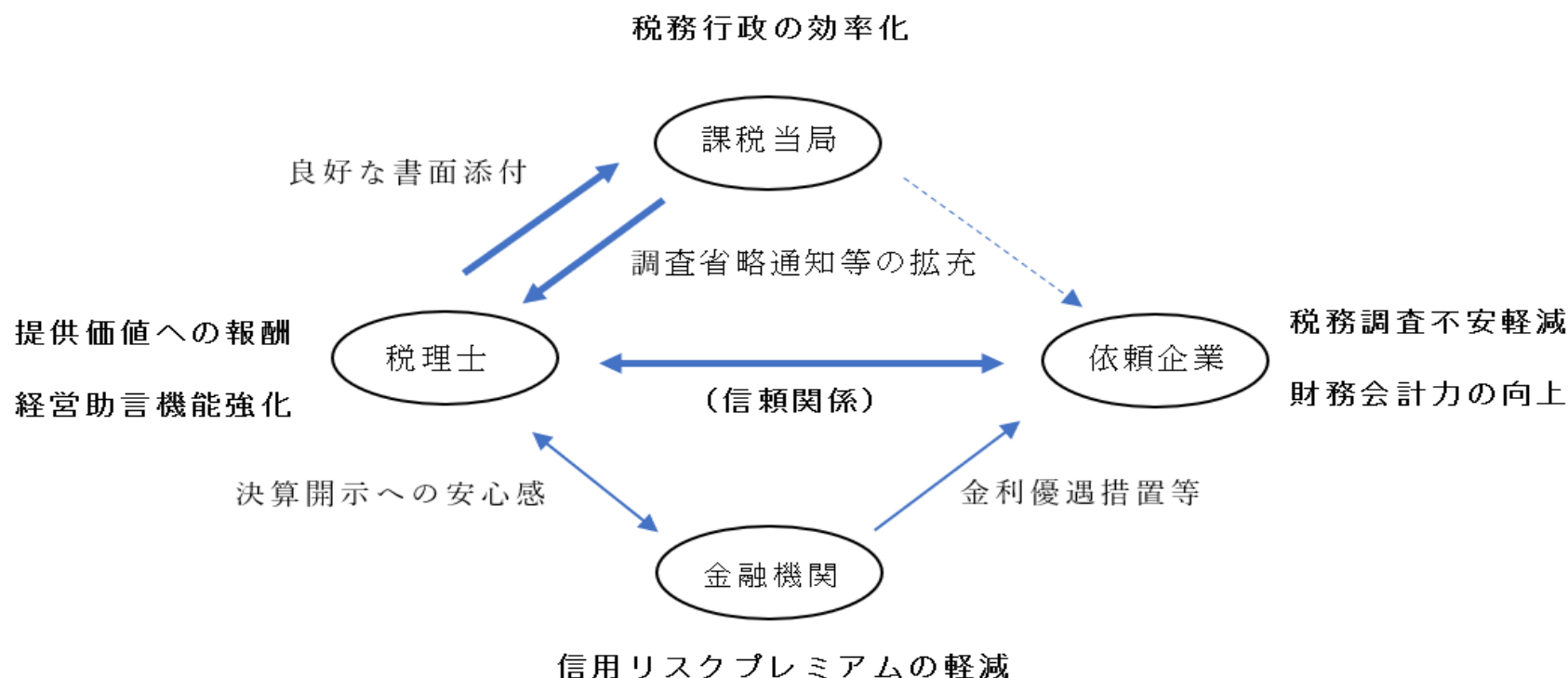
事務年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3
書面添付件数(千件)	215	224	234	246	254	262	269
うち意見聴取移行割合(%)	2.7	2.7	2.6	2.4	1.6	1.0	1.2
聴取後調査省略割合(%)	54.3	54.6	52.7	51.8	48.0	53.5	52.0

第4章 書面添付制度の利用状況と普及への課題

- 書面添付が、事前通知前の意見聴取に限らず課税当局における申告書の審理や調査の要否の判断においても積極的に活用されるべきことを踏まえ、申告審理段階で既に調査が不要と判断された先で意見聴取に至らない場合にも、例えば、添付書面が良好な先については、「調査を実施しない」旨の通知を広く行うことを通じて書面添付の付加価値を増せば、利害関係者の制度利用に係る誘因を高め得る。
- そして、こうした課税当局による通知の拡大と同時並行的に、書面添付の作成準拠・確認基準の整備・明確化による記載内容の充実化、書面添付の努力義務化を図るとともに、財務コンサル機能等の強化と併せた相互信頼関係の深化を通じて、適正なコスト負担を求める余地もある。

第4章 書面添付制度の利用状況と普及への課題

利害関係者の誘因両立構造促進イメージ



出所：著者作成

第Ⅱ部：決算開示の信頼性を巡る実証と理論

第5章 中小企業決算開示の信頼性等に関する 質問票調査(越智信仁、佐久間義浩、坂根純輝)

・・・詳細説明は中間報告資料に記述しているため、本資料では調査結果のエッセンスのみ掲載。

質問票調査の回収結果

対象先	調査方法	調査時期	対象数(a)	回収先数(b)	回収率(a/b)	回収通数
金融機関	郵送調査	2022 年 1-3 月	541 機関	212 機関	39.2%	407 通
	W e b 調査 (金融機関勤務者)	2022 年 1 月	4,793 サンプル (登録モニター) から先着 300 先		—	300 通
中小企業 会計学会	郵送調査 (W e b 調査併用)	2022 年 5-7 月	272 会員	102 会員	37.5%	102 通

第5章 中小企業決算開示の信頼性等に関する 質問票調査

学会員へのアンケート	Q1	Q1①	Q1②	Q2	Q3	Q3①	Q3②	Q3③	Q3④
N（有効回答数）	101	99	100	100	101	96	97	99	100
全体	26.0	47.9	59.1	61.1	76.3	78.0	81.1	79.0	88.8
金融機関へのアンケート	Q1	Q1①	Q1②	Q2	Q3	Q3①	Q3②	Q3③	Q3④
N（有効回答数）	707	669	668	706	705	686	680	664	705
全体	37.3	51.9	57.6	69.5	77.6	75.4	75.1	73.7	81.6
金融機関へのアンケートと 学会員へのアンケートの結合	Q1	Q1①	Q1②	Q2	Q3	Q3①	Q3②	Q3③	Q3④
全体（金融機関＋学会員）	35.9	51.4	57.8	68.5	77.4	75.7	75.9	74.4	82.5

Q1: 社内作成した準拠基準不明の決算書

Q1①: 社内作成の税法基準に準拠した決算書

Q1②: 社内作成の中小会計要領ないし中小会計指針に準拠した決算書

Q2: 税理士が単発の決算代行をした決算書

Q3: 税理士から月次決算など期中も帳簿確認や経理指導等を受けている企業の決算書

Q3①: 税理士による「中小会計要領のチェックリストに基づく確認書」付きの決算書

Q3②: 税理士による「書面添付」が行われた決算書

Q3③: 会計参与が設置されている会社の決算書

Q3④: 任意監査の無限定適正意見が付された決算書

・学会分の信頼性の水準は金融機関分と同様に、中小企業会計要領等による準拠基準明確化（Q1②）で約6割、税理士による期中関与（Q3）で70%台後半へと、大きく向上。

・他方で、金融機関対比の特徴では、社内作成（Q1）、税理士決算代行のみ（Q2）の信頼水準は相対的に低い一方、書面添付（Q3②）や監査報告書（Q3④）での信頼性の付加価値の増分が相対的に大きい。

第5章 中小企業決算開示の信頼性等に関する 質問票調査

Q4 Q3の②(税理士の「書面添付」がある場合)と④(公認会計士の「監査報告書」がある場合)において、各々の決算書の信頼性判断に差異がある場合、その原因を下記の項目から選択してください(複数回答可)。選択肢番号 1書面添付資料と監査報告書の目的の違い 2経営者からの独立性 3専門性の差異 4準拠する行為(作成)基準の差異 5実施した手続の程度 6書類に記されている内容 7その他

※選択された数/総回答数(569)ではなく、選択された数/回答者数(303)で以下の表の割合を計算しているため、割合を加算しても100%にならない点に留意されたい。

Q4回答データ	データ数	(303を総数とした場合の)割合
Q3④(税理士と顧問契約を結び、無限定適正意見の監査報告書も付加されている会社の決算書の信頼性)がQ3②(税理士と顧問契約を結び、書面添付がある決算書の信頼性)よりも高いと答えた回答数	308	—
Q3④の信頼性がQ3②の信頼性よりも高いと答えたにもかかわらず、Q4にチェックをしなかった数(無効回答数)	5	—
有効回答数	303	—
1書面添付資料と監査報告書の目的の違い	138	45.5%
2経営者からの独立性	127	41.9%
3専門性の差異	114	37.6%
4準拠する行為(作成)基準の差異	88	29.0%
5実施した手続の程度	61	20.1%
6書類に記されている内容	37	12.2%
7その他	4	1.3%
1～7にチェックされた総回答数	569	

書面添付と監査報告書との差異の原因については、「目的の違い」(45.5%)、「経営者からの独立性」(41.9%)、「専門性の差異」(37.6%)を挙げる先が比較的多く、そのほか「準拠する行為(作成)基準の差異」(29.0%)や「実施した手続の程度」(20.1%)と続く。

第5章 中小企業決算開示の信頼性等に関する 質問票調査

業態の違いによる信頼水準の違いの検証結果

勤務先金融機関	Q1 (準拠基準不詳の自社作成)			Q1① (税法基準準拠)			Q1② (会計要領等準拠)			Q2 (税理士の決算代行)			Q3 (税理士の期中関与)			Q3① (チェックリストあり)		
	都銀等G	地銀等G	Z値	都銀等G	地銀等G	Z値	都銀等G	地銀等G	Z値	都銀等G	地銀等G	Z値	都銀等G	地銀等G	Z値	都銀等G	地銀等G	Z値
有効回答数	98.0	560.0		95.0	526.0		94.0	527.0		98.0	559.0		98.0	558.0		97.0	540.0	
平均値	40.5	36.9		52.5	52.2		58.2	57.8		65.9	70.5		70.9	79.0		64.5	77.5	
中央値	50.0	30.0	-1.3	50.0	50.0	0.0	60.0	60.0	0.0	70.0	70.0	1.6	70.0	80.0	4.3 ***	70.0	80.0	5.8 ***
勤務先金融機関	Q3② (書面添付あり)			Q3③ (会計参与あり)			Q3④ (監査報告書あり)			Q5① (自社のみ内部統制)			Q5② (税理士関与の内部統制)			Q5③ (内部統制監査報告書で適正意見)		
	都銀等G	地銀等G	Z値	都銀等G	地銀等G	Z値	都銀等G	地銀等G	Z値	都銀等G	地銀等G	Z値	都銀等G	地銀等G	Z値	都銀等G	地銀等G	Z値
有効回答数	97.0	534.0		94.0	521.0		98.0	559.0		98.0	555.0		98.0	555.0		98.0	547.0	
平均値	64.4	77.1		62.5	75.7		73.7	83.2		34.9	33.1		61.0	68.8		76.8	85.9	
中央値	70.0	80.0	5.8 ***	70.0	80.0	5.6 ***	80.0	90.0	4.1 ***	40.0	30.0	-0.7	60.0	70.0	3.5 ***	80.0	90.0	4.1 ***

***…1%水準で有意。

勤務先預金量の違いによる信頼水準の違いの検証結果

勤務先預金量	Q1 (準拠基準不詳の自社作成)			Q1① (税法基準準拠)			Q1② (会計要領等準拠)			Q2 (税理士の決算代行)			Q3 (税理士の期中関与)		
	3兆円以上	3兆円未満	Z値	3兆円以上	3兆円未満	Z値	3兆円以上	3兆円未満	Z値	3兆円以上	3兆円未満	Z値	3兆円以上	3兆円未満	Z値
有効回答数	225	478		218	448		217	448		224	478		225	476	
平均値	36.2	37.9		49.9	53.0		57.7	57.6		66.8	70.8		74.8	79.0	
中央値	30.0	30.0	0.9	50.0	50.0	1.2	60.0	60.0	-0.5	70.0	70.0	2.2 **	80.0	80.0	3.0 ***
勤務先預金量	Q3② (書面添付あり)			Q3③ (会計参与あり)			Q3④ (監査報告書あり)			Q5① (自社のみ内部統制)			Q5② (税理士関与の内部統制)		
	3兆円以上	3兆円未満	Z値	3兆円以上	3兆円未満	Z値	3兆円以上	3兆円未満	Z値	3兆円以上	3兆円未満	Z値	3兆円以上	3兆円未満	Z値
有効回答数	219	457		215	445		225	476		225	472		225	472	
平均値	71.0	77.1		70.9	75.1		80.2	82.4		32.6	33.9		63.9	69.1	
中央値	80.0	80.0	4.3 ***	70.0	80.0	2.8 ***	90.0	90.0	1.4	30.0	30.0	0.8	70.0	70.0	3.7 ***

***…1%水準で有意、**…5%水準で有意。

第5章 中小企業決算開示の信頼性等に関する 質問票調査

融資経験の違いによる信頼水準の違いの検証結果

Q1(準備基準不詳の自社作成)				Q1①(税法基準準拠)			Q1②(会計要領等準拠)			Q2(税理士の決算代行)			Q3(税理士の期中関与)			Q3①(チェックリストあり)		
現在融資を 当中か	現在融資 を担当	過去に 経験	Z値	現在融資 を担当	過去に 経験	Z値	現在融資 を担当	過去に 経験	Z値	現在融資 を担当	過去に 経験	Z値	現在融 資を担 当	過去に 経験	Z値	現在融資 を担当	過去に 経験	Z値
有効回答数	400	261		381	253		386	249		400	260		399	260		394	257	
平均値	35.63	39.35		51.44	52.53		56.76	58.67		69.25	69.15		78.02	75.96		77.23	71.79	
中央値	30.0	40.0	-2.0 **	50.0	50.0	-0.8	60.0	60.0	-1.0	70.0	70.0	-0.3	80.0	80.0	-1.4	80.0	80.0	-3.5 ***

Q3②(書面添付あり)				Q3③(会計参与あり)				Q3④(監査報告書あり)				Q5①(自社のみ内部統制)				Q3⑤(税理士等との内部統制)				Q5③(内部統制監査報告書で適正意見)			
現在融資を 当中か	現在融資 を担当中	過去に 経験	Z値	現在融資 を担当中	過去に 経験	Z値	現在融資 を担当中	過去に 経験	Z値	現在融資 を担当中	過去に 経験	Z値	現在融 資を担 当中	過去に 経験	Z値	現在融資 を担当中	過去に 経験	Z値					
有効回答数	392	253		383	249		399	260		395	261		395	261		388	258						
平均値	77.07	71.15		76.81	68.03		83.21	78.69		83.25	84.10		68.49	65.40		86.15	81.00						
中央値	80.0	80.0	-3.6 ***	80.0	70.0	-5.5 ***	90.0	80.0	-2.9 ***	30.0	30.0	-0.5	70.0	70.0	-1.7	90.0	90.0	-3.2 ***					

***…1%水準で有意、**…5%水準で有意。

書面添付による金利/保険料率の低減と業態との関係の分析結果							
	金利/保険料率						計
	0.001%- 0.01%以下	0.01%超-0.05%	0.05%超-0.1%以下	0.1%超-0.4% 以下	0.4%超-1%以下	1%超	
都銀等G	3 (21.4%)	4 (28.6%)	4 (28.6%)	2 (7.0%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	14 (100%)
地銀等G	3 (4.5%)	6 (9.1%)	37 (56.1%)	6 (9.1%)	10 (15.2%)	4 (6.1%)	66 (100%)
計	6 (7.5%)	10 (12.5%)	41 (51.3%)	8 (10.0%)	11 (13.8%)	4 (5.0%)	80 (100%)
Z値 2.30、 $p<0.05$							

第6章 税務会計論等からの考察(金子友裕)

1. 会社法の観点からみた中小企業向けの会計制度

- 会社法の観点からみた中小企業向けの会計制度については、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」につき、会計制度レベルと個々の会計処理レベルとの2つのレベルで考える必要がある。
- 会計制度レベルでは、中小会計指針も中小会計要領も「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の1つと位置付けられる（位置付けられることが期待される）ものである。しかし、司法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の該当性は個々の会計処理レベルで判断され、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と認められないものが含まれうるものと考えられる。
- そして、税法基準については、会計制度レベルで「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と認められるものではないが、個々の会計処理レベルでは最高裁平成20年7月18日判決のように「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として認められるものがある。

第6章 税務会計論等からの考察

2. 税法基準の検討

- 税法では、課税所得計算の体系から、会計基準、会社法、法人税法の関係を「会計の三重構造」と説明されることがある。この三重構造に逆向きの影響となる逆基準性（課税所得計算を考慮することによる企業会計（会計処理）への影響）が存在する。
- 逆基準性は、2つのレベルに区分でき、一つは税法の詳細な規定を利用して見積もり等の簡便化を図るものであり、もう一つは税法独自の会計方針を企業会計でも許容する場合である。
- 制度的な観点からは、税法独自の会計方針を企業会計でも用いる場合に、会計制度で明記していないが監査上許容する取扱いを通じて、企業会計でも合理的な処理として受け入れるという方法が用いられることがある。

第6章 税務会計論等からの考察

2. 税法基準の検討

- 個々の会計処理レベルでの税法基準に着目すると、特定の金額を算出するとは限らない規定であるという特徴がある。例えば、減価償却費の損金算入額については、課税の公平や手続的安定性を重視し限度額以上の減価償却費は認めない取扱いとするものであり、限度額の範囲内の会計処理であれば許容されるという幅のある取扱いとなっている。
- 税法基準では、減価償却につきいわゆる任意償却を許容することになるが、企業会計だけではなく、会社法でも、償却すべき資産については相当の償却を要求している。このため、個々の会計処理レベルでは税法基準も、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と認められる場合も考えられるが、いわゆる任意償却が会社の財産および損益を適正に示すとは限らないため、税法基準による減価償却の会計処理については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは認められないものとなる。
- このように、税法基準が「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と認められるかは、会社の財産および損益を適正に示すかどうかにより判断されることになる。

第6章 税務会計論等からの考察

3. 中小企業向けの会計制度に対する保証業務に内在する問題

- 中小企業向けの会計制度の中でも、中小会計指針と中小会計要領とで温度差がある。中小会計指針が「それが示す原則的な会計処理方法によっていけば、会社法の要求に反することはまずないというラインを示している」（弥永（2022）75頁）とされる一方で、中小会計要領は「企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用する」（中小会計要領 I 5. ）とされる。これは、「多様な実態が存する企業の中には、中小会計要領のみでは適切な財務諸表作成等が困難となることが考えられる」（品川（2013）67-68頁）との観点から記載された規定とされるが、会計制度としての網羅性は有していないことを明示しているものである。
- このため、中小企業向けの会計制度に対する保証業務のうち、特に中小会計要領には会計制度としての網羅性が十分ではないという特徴が強く表れており、監査上の適正性の評価に難しさが存在しているという問題がある。

第6章 税務会計論等からの考察

3. 中小企業向けの会計制度に対する保証業務に内在する問題

- また、中小会計要領は税法基準との親和性を高めていることから会社法における「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と認められない会計処理も生じかねないという問題もある。
- このような問題点を考慮すると、保証業務の検討において保証の対象となる財務報告の枠組みに関する特徴を吟味する必要があるが、現状の中小企業向けの会計制度では、網羅的ではないことや法的安定性に欠けるという問題があるため、これらの改善により「適合する規準」としての不安定性の解消することで中小企業会計全体としての保証水準の向上につながり得る可能性がある。

第7章 内部監査の視点から見た税理士の期中 関与による決算書の信頼性向上効果(蟹江章)

- 本章では、税理士の期中関与が決算書の信頼性を高める効果及び決算書に対する金融機関などの利用者の信頼を高める効果を、内部監査のアドバイザー機能との類似性を考慮しながら検討する。
- 第5章の質問票調査の結果は、非上場中小企業への税理士の期中関与が、決算書に対する信頼を高める効果を発揮していることを示唆している。
- この効果は、税理士が決算書の作成プロセスに関与し、適時・適切な助言を行なっていることによるものだと考えられる。
- 内部監査は、最高経営者や取締役会に対して、業務管理の有効性や効率性について保証することが一義的な機能である。
- また、内部監査は、発見された業務管理の不備について、その改善や解決に向けた助言や勧告を行うことを期待されている。

第7章 内部監査の視点から見た税理士の期中 関与による決算書の信頼性向上効果

- 書面添付制度は、税理士の厳格な精神的独立性、虚偽記載に対する懲戒処分、書面添付の利用者である税務官等からの一定の信頼があることから、「税理士による税務に関する保証業務」として位置づけられるとの見解がある。
- 書面添付制度が、決算書の信頼性および決算書に対する利用者の信頼の程度を高める効果を持つ可能性がある。
- また、書面添付制度は、税務監査という思考のもとで検討され創設された制度であるとの説明もある。
- しかし、大蔵省は税務書類に対する独立職業会計人による監査証明の必要性を明確に否定しており、書面添付制度は監査証明に代わる制度ではないと考えるのが合理的である。

第7章 内部監査の視点から見た税理士の期中 関与による決算書の信頼性向上効果

- 内部監査には、アシュアランス（保証）業務という側面と、アドバイザー（助言）業務という側面がある。
- 内部監査人は、経営諸活動の遂行状況を評価する過程で、助言や勧告を行うことが期待されている。
- しかし、近年、アシュアランス業務の枠内での助言だけではなく、アシュアランス業務とは別に行われるアドバイザー業務への期待が大きくなっている。
- 経營業務に対するコントロールの不備の発見・指摘というよりも、より前向きな業務の改善や、いわゆるアップサイド・リスクへの対応に資する機能の発揮が求められている。

第7章 内部監査の視点から見た税理士の期中 関与による決算書の信頼性向上効果

- 内部監査は、公認会計士または監査法人が行う財務諸表監査との連携を通じて、決算書の信頼性の検証にも寄与している。
- 内部監査は、財務諸表監査に対する支援を通じて、間接的ではあるが、決算書に対する利用者の信頼の向上にも寄与していると考えることができる。
- 上場会社のような規模の大きい会社における内部監査の位置づけと、中小企業における月次決算や経理指導などの税理士による期中関与とでは、決算書の信頼性の確保あるいは決算書に対する利用者の信頼の向上に対する貢献の仕方に違いがある。
- しかし、いずれも企業内で継続的に実施され、適正な決算書の作成に向けたアドバイザリー業務を行うことによって、決算書の信頼性を向上させるための環境整備に貢献するという点では共通している。

第7章 内部監査の視点から見た税理士の期中 関与による決算書の信頼性向上効果

- 税理士の期中関与も内部監査も決算書の信頼性を対外的に保証するものではないが、アドバイザリー業務として決算書の信頼性を高め、また、利用者の決算書に対する信頼の程度を高める効果を持つ可能性がある。
- 内部監査は、近年、アシュアランス業務に加えて、アドバイザリー業務の充実・拡充を期待されるようになってきている。
- 税理士の期中関与も同じくアドバイザリー業務として認識するのがよく、中小企業の決算書の信頼性確保という観点から大きく貢献する可能性がある。
- 税理士の期中関与に関する情報の提供は、より正確な決算書の作成が図られていることを知らしめることによって、決算書に対する利用者の信頼の程度を高める効果を向上させる可能性がある。

第8章 財務諸表の信頼性確保における専門家業務の位置づけ(林隆敏)

- 本章では、財務諸表の信頼性確保における会計職業専門家業務の位置づけを考察する。財務諸表の信頼性の確保とは、財務諸表を情報利用者にとってより信頼できるものとすることを意味する。
- 財務諸表監査における信頼性の保証とは、監査人が監査意見の表明を通じて、財務諸表の信頼性（依拠可能性）の程度を明らかにすることによって、財務諸表利用者にとっての財務諸表の信憑性を高めることを意味する。
 - 信頼性（reliability）：財務諸表そのものが信頼（依拠）できること
 - 信憑性（credibility）：利用者が財務諸表を信頼できる程度
- 財務諸表の信頼性確保を監査の視点からみれば、財務諸表には一定の信頼性が備わっており、監査はその信頼性の程度を確かめ、証拠に基づく意見表明を通じて信憑性を高めるものである。

第8章 財務諸表の信頼性確保における専門家業務の位置づけ

- このような理解は目新しいものではなく、監査論の教科書や監査基準などでも確認できるものであり、財務諸表監査の理論や制度はこのような構図を基礎に置いている。
- 本章における論点整理に用いたIAASB「拡張外部報告に関する信憑性・信用モデル」は、情報の信憑性や情報に対する利用者の信用がどのように生み出されるかを考察、整理している。このモデルは、情報の信憑性を高める要因として、①強固なEERフレームワーク、②強力なガバナンス、③広範な情報との整合性および④外部の専門家による業務およびその他の報告書を識別している。
- 財務諸表監査は、④外部の専門家による業務およびその他の報告書に該当する。財務諸表の信頼性は①②により決まるが、これらは財務諸表監査の前提条件でもある。

第8章 財務諸表の信頼性確保における専門家業務の位置づけ

- ・ 監査を含む外部保証は、それ単独では情報の信憑性を高める手段の1つにすぎず、他の要因と相まってその効果はより大きくなるものと位置づけられる。
- ・ この枠組みに基づけば、わが国における中小企業の会計情報の信頼性確保における会計職業専門家業務の位置づけは、財務諸表の信頼性の向上への関与と、財務諸表の信頼性に対する利用者の信憑性の向上への関与に整理できる。
- ・ 適切な会計システムとそれに対する有効な内部統制が整備・運用されていれば、作成される財務諸表の信頼性は相対的に高まるが、会計システム、内部統制システム、ガバナンス体制の脆弱性は、中小企業の一般的な特徴として指摘される。このような制約・限界を補うものとして、税理士による記帳代行、経理指導、書面添付または会計参与などの関与がある。

第8章 財務諸表の信頼性確保における専門家業務の位置づけ

- 記帳代行と会計参与は会計記録と財務諸表の作成に専門家が直接関与することにより、また、経理指導と書面添付は専門家が内部監査機能を担うことにより、財務諸表の信頼性を高めることが期待される。
- 会計システムや内部統制への外部専門家の関与は、経営者に対する牽制効果や指導機能の発揮も含めて、公表される会計情報それ自体の信頼性を高めるが、財務諸表の信頼性に対する保証を提供しているわけではない。
- 財務諸表監査は、監査人が財務諸表の信頼性の程度を確かめ、監査意見を表明することによって、財務諸表利用者にとっての財務諸表の信憑性を高めるという目的をもって実施される専門家業務である。

第8章 財務諸表の信頼性確保における専門家業務の位置づけ

- 中小企業の財務諸表については、書面添付制度の書面、中小企業会計指針または中小企業会計要領の適用に関するチェックリスト、記帳適時性証明書のような外部専門家業務に関する報告にも、財務諸表の信憑性を高める効果がみられる。
- しかしこれらは、外部専門家の関与（の効果）をある種の保証と捉える外部情報利用者自身による信憑性醸成効果の現れであって、保証ではない。これらの専門家業務は、財務諸表その他の会計情報の信頼性等を保証することを目的とするものではなく、保証を伝達するための意見（結論）の表明も行われない。
- 会計職業専門家の関与が財務諸表の信頼性確保につながる経路は2つあるが、中小企業の実情を踏まえれば、財務諸表作成プロセスへの関与が現実的であると考ええる。

第Ⅲ部：中小企業決算・税理士実務と海外事例

第9章 DXによる会計情報の透明性・信頼性への貢献可能性(中村元彦)

1. はじめに

- 中小企業決算の透明性と信頼性は重要－利害関係者にとって、情報をそのまま利用することができるかどうか
- 第5章の質問票調査：自社のみの作成による決算書類にも金融機関では約4割の信頼→この割合向上が望ましい姿
- 能力を有した経理担当者が企業内部に存在していることが望ましい。不足時は、顧問税理士が存在していると経理指導や決算整理を中心とした作成補助などにより担保されるが、コスト面から小規模・零細企業では利用できないケースも多く存在する。
- 会計ソフト（クラウド会計）等を活用する動きがあり、インターネットバンキングや紙の領収書のスキャンデータ等から自動仕訳を行う機能があるが、メリット・デメリットがある。
- DXとして、会計ソフト等の活用により、最終的に計算書類等の透明性・信頼性にどの程度貢献することが可能であるか、デジタルインボイスなどのデータ標準化の動きを意識しながら検討する。また、税理士業務への影響も検討する。

第9章 DXによる会計情報の透明性・信頼性への貢献可能性

2. 中小企業における経理担当者の状況および会計ソフト導入の状況

- 日本・東京商工会議所（2022）「「消費税インボイス制度」と「バックオフィス業務のデジタル化」等に関する実態調査結果」：経理事務の従事人数
- 売上高が5,000万円以上～1億円以下では1人が67.7%
- 売上高が1,000万円以下では1人が93.3%：68.5%は代表者が経理事務を兼務→信頼性のある会計情報は難しいのでは（税理士等外部への依頼も64.6%、会計ソフトの利用39.6%）
- 税理士にとっても、例えば同じ取引でも担当者が知識がないことによって、異なる仕訳を計上するなど、報酬が取りにくいのに手間はかかってしまい、関与することに抵抗があるのではないか

第9章 DXによる会計情報の透明性・信頼性への貢献可能性

3. 会計ソフトを利用するメリットと自動仕訳機能

- 会計ソフト（IT会計帳簿）における転記・集計機能
- 業務システムからのデータ連動における自動仕訳機能：販売管理システムや給与管理システムなどの業務システムから会計ソフトにデータ連動を行い、そこで取り込んだデータから自動的に仕訳データを作成（自動仕訳）→大企業では一般的
- 証憑類からの自動仕訳(推測)機能：請求書なども電子データもしくははスキャナによって取り込み、自動仕訳を実施する機能→あくまでも推測であり、正確性に関しては問題が発生する可能性
- →取引データ中の入出金額と取引先名称などの限られた情報をもとに関連勘定科目を紐づける仕組みであるため、取引内容を完全に判断するには限界がある（岩谷誠治（2017）「会計システムのクラウド化で気をつけたいこと」『旬刊経理情報』中央経済社No149）

第9章 DXによる会計情報の透明性・信頼性への貢献可能性

4.会計ソフトの機能向上による透明性・信頼性への貢献可能性

- 自動仕訳(推測)では、なぜこの仕訳となったかが必ずしも説明できないことが問題(透明性の問題)：業務システムからのデータ連動における自動仕訳では、この問題は生じない
- 決算整理を除き、摘要の他に取引の相手先、その他の企業の個別特性を含めると98%は自動仕訳ルールで仕訳できる可能性を確認したとの報告もあり、自動仕訳の正確性を向上させることは、会計業務の生産性の向上に繋がる(2%の手入力と決算整理に注力することが可能)
- 永井義明・高橋道郎・佐々木浩二(2005)「Webサービスを用いた会計仕訳パターン自動学習及び利用システムの提案」『経営情報学会全国研究発表大会要旨集』
- →仕訳パターン登録による自動仕訳(同じ取引が同じ処理)

第9章 DXによる会計情報の透明性・信頼性への 貢献可能性

4.会計ソフトの機能向上による透明性・信頼性への貢献可能性 (続き)、5. おわりに

- インボイス制度の開始により、証憑類の正確性の向上（クレジットカードの控えでの自動仕訳（推測）では、正確な仕訳は期待できない）：電子インボイスの標準仕様（デジタルインボイス）と決済や受発注への連動の動きは会計情報の透明性・信頼性の向上につながると期待、改正電子帳簿保存法も証憑類の電子化の進展に繋がると期待
- 業務システムからのデータ連動・仕訳パターン登録による自動仕訳により、定型的な業務における会計情報の透明性・信頼性（内部統制におけるIT統制の活用）
- 経理担当者→仕訳の入力が業務ではなく、業務システムにおける異常値データ等の検討、自動仕訳が対応できない仕訳の作成及び仕訳に対する検証作業へ移行（経営者が求める経営分析等も）
- 税理士→どのようなロジックで仕訳が作成されるかが明らかになっていることから、定型的な取引に関しては自動化されたIT統制が機能していると考え、決算整理や非定型的な取引を中心とした検討で済む→報酬面でも今まで引き受けられない中小企業が対象となる可能性：税理士と顧問契約をしていない中小企業に対して1会計期間に限定して税理士・公認会計士の会計専門家支援の補助金支給を行い、自社のクラウド会計の正確性を向上させてはどうか

第10章 書面添付制度の実務的課題と活用の方策(松崎堅太郎)

- 第5章の質問票調査によれば、非上場中小企業への税理士の期中関与は、公認会計士や監査法人による監査のように、決算書の信頼性に対する保証を行なっているわけではないが、金融機関に決算書に対する安心感をもたらし、結果として決算書に対する信頼を高める効果を発揮している（第7章参照）と認められ、また実務上、書面添付は税務当局のみならず、金融機関等においても決算書の信頼性を確かめるうえでも活用されている。
- 書面添付制度は、シャープ勧告の「第14章 所得税における納税協力、税務行政の執行ならびに訴願」、「会計の役割」で、「租税法において、一定所得額を超えるすべての法人および個人事業者の申告書には、公認会計士の証明する貸借対照表、損益計算書およびその他のある種の資料を添付すること。」を契機として制度化された。本章では、税理士法33条の2第1項に規定された添付書面（計算事項）における記載が実務上どの様に運用されているかについて取り上げた。

第10章 書面添付制度の実務的課題と活用の方策

- 税理士法33条の2第1項に規定する書面添付の具体的記載内容については、その提出先が税務当局であり、一般に公開されることはないが、日本税理士会連合会は、会員向けに「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」を、国税庁法人課税課は「書面添付制度に係わる書面の有用事例集」を公開。
- 上記の記載事例（日税連）および有用事例集（国税庁）によれば、税理士による当該関与先や当該申告書に対する総合的な評価（総合所見）の記載が有用とされている。
- 日本税理士会連合会が示す書面添付制度における総合所見とは、公認会計士の監査報告書に記載される監査意見の様に計算書類の適正性を保証するものではなく、税務申告書に対して「税理士の関与の程度と確認事項を開示し、申告書の適正性を表明するものであるが、申告書の内容を全面的に保証するものではない」（日本税理士会連合会2009）という点に留意が必要である。

第10章 書面添付制度の実務的課題と活用の方策

- 先行研究（日本監査研究学会中小会社監査研究部会（1989））では、監査役に代わるものとして、外部専門家による簡易な監査もしくは調査の制度を導入したところで、果たして有効な成果を挙げることができるのであろうか。大きな疑問とするところであるといった指摘や、銀行融資の際に監査を要請する信用監査についても、わが国においては慣行が無く、中小会社監査はいまだに社会的要請にまで成熟していないか、表面化していないとされている。
- さらに、国際的視点からは、監査業務は必ずしも零細・小規模企業に対して相応しい業務ではないという見方がある。世界銀行グループのCFRP（Centre for Financial Reporting Reform）は、EUにおける監査の規制緩和に関連し、ビジネスアドバイスや、他の非保証業務（すなわち、合意された手続、調製業務など）の構築は、監査またはレビューの意見が提供されていなくても、ある程度の確からしさによって、中小企業の利害関係者に提供することができること、職業会計人団体は、これらの保証と非保証の提供のため、そのメンバーを教育するプロセスに従事すべきであるとしている。

第10章 書面添付制度の実務的課題と活用の方策

- わが国の中小企業の情報開示と計算書類に対する信頼性確保の必要性について中小企業庁（2003）の分析に基づき要約すれば、以下の様になる。

- ① 中小企業において、定期的（毎月）な情報開示を行なって、情報の非対称性を解消し、計算書類の信頼性向上に取り組んでいる中小企業が少なからずあること。
- ② 一方で、金融機関は計算書類の信頼性向上を期待しているものの、金融機関側から、中小企業に信頼性の向上を積極的に求めることはほとんどないこと。
- ③ 中小企業の多くは、税理士を活用しているものの、計算書類の信頼性向上策には積極的ではないこと。

- さらに、新日本有限責任監査法人（2009）では、「決算書の信用力向上の取り組み」について、「民間信用調査会社への情報提供」が21.3%、「税理士による書面添付制度を活用している」がこれに次いで19.4%となっている。保証業務と開示（ディスクロージャー）という全くの別次元の話が、中小企業経営者にとって混然一体となって理解されているという実情が分かる。

- なお、これらは本章執筆時点において、15～20年ほど前の調査結果に基づくものであるが、税理士の実務における対応という観点からすれば、現在においても当時と大きな変化は見られないと思われる。

第10章 書面添付制度の実務的課題と活用の方策

- ・日本税理士会連合会は、本来の税務上のメリットである「税務調査の省略や効率化が期待できる」という点にくわえて、間接的な会計上のメリットとして、「計算書類の信頼性の向上につながる」「財務会計力の向上」（日本税理士会連合会 業務対策部（2015）1頁）を掲げている。
- ・現に、わが国においては、法人税法と親和性が高い中小会計要領が策定され、信用保証協会による保証料率割引や、民間金融機関による低利融資制度の後押しもあり、中小企業にも、中小企業の会計制度が一定程度普及しており、また、税理士による書面添付制度や、中小会計要領の適用に関するチェックリストなど、中小企業の会計の質を担保する独自の方策が存在。
- ・今後の書面添付性を巡る活用の方策としては、以下の2点が掲げられる。

- ① 日本税理士会連合会による「添付書面作成基準（指針）」を、結果内容に対する保証を提供する検証業務基準（越智（2021））となる様に改訂していくこと。具体的には、（日本税理士会連合会 業務対策部（2015））に記載された有用事例が手掛かりになるものと思われる。
- ② 品質管理基準を含む調製基準（ISRS4410）の国内基準化。とりわけ「財務情報が重要な虚偽表示とはならないようにするため、調製した財務情報の修正が必要（34項）」、「経営者が、調製された情報に対して提案した修正を行うことを拒否する又は許可しない場合、業務実施者は当該契約を解除し、経営者及び統治責任者に解除の理由を通知しなければならない。」（35項）といった、わが国の実務では十分浸透しているとは言い難い品質管理に関する項目の制定が必要である。

第11章 諸外国における中小企業の会計情報の信頼性確保策(弥永真生)

- 欧州諸国では、中小企業の会計情報の信頼性確保の要請がある程度認知されてきた。
- 北欧諸国では、従来、法定監査を受ける株式会社の範囲がきわめて広がった。現在では、EU 指令を踏まえて、要求される企業の範囲は狭くなったが、それでも、任意監査をうける企業はかなりある。
- ドイツにおいても、任意監査を受ける企業が存在するほか、ベシアイニグングという実務が普及している。
- フランスでは、中小会社の法定監査のための監査基準が定められているほか、任意監査も行われていることに加え、プレゼンタシオン業務が提供されている。
- 一定規模以下の会社については法定の正規の監査に代えて、スイスでは限定監査を、デンマークでは拡張されたレビューを、それぞれ、受けることが認められている。

第11章 諸外国における中小企業の会計情報の信頼性確保策

- フィンランドにおいても、監査に代えて ISRE2400 に基づくレビューを導入することが検討された。しかし、作業部会において意見が分かれ、かつ、寄せられた意見も賛否が分かれたこと、および、国際監査・保証基準審議会が複雑性の少ない事業体の監査のための基準(Audits of Less Complex Entities)の開発を進めており、その国際監査基準が完成すれば、フィンランドにおける小規模企業監査をめぐる問題の解決策となる可能性があることに鑑みて、現時点では、改正法案は策定されていない。
- 南アフリカにおいては一定規模以下の会社は監査に代えてレビューを受けることが認められている。
- アメリカ合衆国においては会社法上監査を受けることは要求されていないものの、金融機関は与信にあたって、借手に対し、その作成した財務諸表につき監査ないしレビューを受けることを要求するのが実務であるといわれている。

第11章 諸外国における中小企業の会計情報の信頼性確保策

- 日本の書面添付制度のようなものが金融機関の与信や企業間の取引などにおいて活用されている国は、いわゆる先進国には見あたらない。
- 業務実施者である専門家の間で共通の実施基準がない(一定以上の質が担保される制度的保証がない)。
- 業務実施者がその行った不適切な業務について民事責任を負わないか、そうでないとしても民事責任を負う範囲が不明確であり、または、税務申告との関係を離れて職業上の制裁(懲戒処分など)を受けることが想定されていない(業務実施者にとっては評判のメカニズム以外に、適切な業務実施を行うインセンティブが存在しない)日本の書面添付制度のようなものに依拠するのでは、金融機関等にとって正当な注意を尽くして与信を行ったと自己の株主等または金融機関監督当局に対して説明することがきわめて困難である。

第11章 諸外国における中小企業の会計情報の信頼性確保策

(1) ドイツーベシヤイニグング

- 商法典が定める法定監査とは別に、経済監査士、宣誓帳簿監査士および税理士(以下、まとめて、経済監査士等という)が、決算付記および監査付記(任意監査)ならびにベシヤイニグング(Bescheinigung)を付した年度決算書調製業務を提供してきた。
- ベシヤイニグングは、年度決算書作成の基礎となった証憑、帳簿および棚卸台帳などの原則準拠性を評価することによって、年度決算書の信頼性を担保するものである。

第11章 諸外国における中小企業の会計情報の信頼性確保策

(2) フランス—プレゼンタシオン業務

- ・専門会計士は、計算書類のプレゼンタシオン業務を提供することがある。
- ・職業基準 2300「計算書類のプレゼンタシオン業務に適用される職業基準」が定めている。
- ・職業基準 2300によると、計算書類のプレゼンタシオン業務は、事業体の計算書類および中間計算書類(連結計算書類は対象とされない)の首尾一貫性(cohérence)ともっともらしさ(vraisemblance)について消極的形式で意見を表明する中程度のレベルの保証業務であり、その保証レベルは監査やレビュー(examen limité)よりも低い。
- ・専門会計士は、事業体の計算書類の全体としての首尾一貫性および妥当性に疑義を生じさせるような要素を識別しなかったと結論付ける。その目的は、これらの計算書類の正規性、誠実性および忠実な写像について意見を述べることではない。

(おわりに)

- 本研究委員会では、非上場中小企業における決算開示の透明性・信頼性向上に資する方策について、制度的・実証的・理論的・実践的研究を総合的に進めた。
- そこでは、監査保証といった信頼性に係る意見表明のみならず、決算書作成プロセスの自動化／DX化、会計準拠基準の更なる明確化、決算作成企業側のガバナンスないし内部統制の強化、さらには税理士の経理指導等期中関与による多様な事実上の信憑性醸成効果などについて多面的に論じた。
- その際、そうした研究を進める土台として金融機関等に質問票調査を実施し、その結果も踏まえ理論・実務面等での研究を深めた。

(おわりに)

- すなわち、第Ⅰ部において中小企業決算を取り巻く諸制度の現状と課題について俯瞰した後、第Ⅱ部では質問票調査結果から、作成基準（中小会計要領等）の明確化や税理士の期中関与（月次決算・経理指導等）によって、信頼性の水準が有意に高まることなどを実証的に裏付けた。
- 非上場中小企業における決算開示の信頼性や書面添付の効果等に関し、金融機関等に対する全国的な規模での質問票調査は、わが国では今回が初めてではないかとみられるが、今後の研究蓄積に向けた基礎情報として一定の学術的貢献が認められるのではないかと思慮している。
- さらに、実証結果の理論的背景や今後の課題について、税務会計論や内部監査論、情報監査論に立脚した考察につなげた。

(おわりに)

- そこでの理論的な貢献としては、書面添付を含む税理士業務に対し内部監査のアドバイザー機能との類似性を考慮した学術的基礎を付与したこと、非上場中小企業の決算開示の信頼性確保に関し情報監査論に基づいた保証業務等の概念的整理を明確化したことなどが挙げられる。
- 同時に、中小会計要領等の浸透が進んでいることは一步前進ながら、非上場中小企業向けの保証業務に内在する問題として中小会計要領は会計制度としての網羅性が十分ではないこと、税法基準との親和性を高めていることから会社法における「会計慣行」と認められない会計処理も生じかねないことなど、今後に残された課題についても明らかにした。

(おわりに)

- また、第Ⅲ部では実務的視点から、中小企業にとっても今日的な関心の高いインボイス制度や改正電子帳簿保存法の導入を契機とした、ITによる会計情報の透明性・信頼性向上の可能性について、また書面添付制度導入の歴史的経緯も踏まえつつ、調製業務（コンピレーション）としての品質向上を支える作成・業務基準整備の必要性について、それぞれ詳細に検討しており、いずれも今後の実務的改善に資する示唆が含まれている。
- 他方で、わが国における会計調査人（仮称）導入の可能性について補強する観点から、諸外国における監査以外の信頼性確保の制度及び実務についても包括的に論じた。

本日をもって課題研究委員会の任期を終えるが、最終報告後も科研費共同研究としての活動は継続し、書籍の形でも研究成果の公表を予定している。